

低入札価格調査制度に関する事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日〕 〔総務第 1100 号〕</p> <p>〔沿革〕平成 8 年 8 月 1 日付け建振第 153 号制定、平成 9 年 4 月 1 日一部改正、平成 12 年 1 月 18 日一部改正、平成 15 年 1 月 28 日付け総務第 1100 号全部改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 16 年 7 月 8 日付け総務第 268-1 号一部改正、平成 17 年 1 月 27 日付け総務第 886 号一部改正、平成 17 年 8 月 25 日付け総務第 513-1 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 19 年 6 月 21 日付け総務第 306 号一部改正、平成 19 年 10 月 15 日付け総務第 687 号一部改正、平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 929 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 21 年 5 月 18 日付け総務第 149 号一部改正、平成 21 年 10 月 30 日付け総務第 720 号一部改正、平成 22 年 3 月 15 日付け総務第 1183 号一部改正、平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号一部改正、平成 23 年 5 月 16 日付け総務第 23 号一部改正、平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 261 号一部改正、平成 25 年 5 月 20 日付け総務第 39 号一部改正、平成 25 年 7 月 5 日付け総務第 82 号一部改正、平成 25 年 10 月 17 日付け総務第 172 号一部改正、平成 28 年 5 月 9 日付け総務第 37 号一部改正、平成 29 年 5 月 15 日付け総務第 44 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、平成 31 年 3 月 29 日付け総務第 242 号一部改正、令和元年 5 月 16 日付け出総第 9 号一部改正、令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号一部改正、令和 2 年 9 月 16 日付け出総第 160 号一部改正、令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号一部改正、令和 4 年 3 月 15 日付け出総第 342 号一部改正、令和 4 年 6 月 21 日付け出総第 80 号一部改正</p> <p>第 1～第 14 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成 15 年 1 月 28 日付け出総第 1100 号）～（令和 4 年 6 月 21 日付け出総第 80 号） 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日〕 〔総務第 1100 号〕</p> <p>〔沿革〕平成 8 年 8 月 1 日付け建振第 153 号制定、平成 9 年 4 月 1 日一部改正、平成 12 年 1 月 18 日一部改正、平成 15 年 1 月 28 日付け総務第 1100 号全部改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 16 年 7 月 8 日付け総務第 268-1 号一部改正、平成 17 年 1 月 27 日付け総務第 886 号一部改正、平成 17 年 8 月 25 日付け総務第 513-1 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 19 年 6 月 21 日付け総務第 306 号一部改正、平成 19 年 10 月 15 日付け総務第 687 号一部改正、平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 929 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 21 年 5 月 18 日付け総務第 149 号一部改正、平成 21 年 10 月 30 日付け総務第 720 号一部改正、平成 22 年 3 月 15 日付け総務第 1183 号一部改正、平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号一部改正、平成 23 年 5 月 16 日付け総務第 23 号一部改正、平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 261 号一部改正、平成 25 年 5 月 20 日付け総務第 39 号一部改正、平成 25 年 7 月 5 日付け総務第 82 号一部改正、平成 25 年 10 月 17 日付け総務第 172 号一部改正、平成 28 年 5 月 9 日付け総務第 37 号一部改正、平成 29 年 5 月 15 日付け総務第 44 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、平成 31 年 3 月 29 日付け総務第 242 号一部改正、令和元年 5 月 16 日付け出総第 9 号一部改正、令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号一部改正、令和 2 年 9 月 16 日付け出総第 160 号一部改正、令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号一部改正、令和 4 年 3 月 15 日付け出総第 342 号一部改正、令和 4 年 6 月 21 日付け出総第 80 号一部改正、<u>令和 7 年 3 月 13 日付け出総第 265 号一部改正</u></p> <p>第 1～第 14 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成 15 年 1 月 28 日付け出総第 1100 号）～（令和 4 年 6 月 21 日付け出総第 80 号） 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和 7 年 3 月 13 日付け出総第 265 号）</u> <u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に締結される契約について適用する。</u></p>
<p>別紙 1-1（第 4 関係）〔予定価格 5 億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕 〔略〕</p> <p>1、2 〔略〕</p> <p>3. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</p> <p>ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、3(1)において同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）</p> <p>イ、ウ 〔略〕</p> <p>(2)、(3) 〔略〕</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>別紙 1-2（第 4 関係）〔予定価格 5 億円未満の工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</p>	<p>別紙 1-1（第 4 関係）〔予定価格 5 億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕 〔略〕</p> <p>1、2 〔略〕</p> <p>3. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</p> <p>ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、イ及びウにおいて同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切捨て）</p> <p>イ、ウ 〔略〕</p> <p>(2)、(3) 〔略〕</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>別紙 1-2（第 4 関係）〔予定価格 5 億円未満の工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</p>

改 正 前	改 正 後																														
<p>ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、<u>3(1)</u>において同じ。）が5者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）</p> <p>イ、ウ 略]</p> <p>(2) 略]</p> <p>3～5 略]</p> <p>別紙1－3（第4関係）〔特定調達契約対象工事〕 略]</p> <p>別紙2（第6の2関係） 略]</p> <p>別紙3（第7第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">低入札価格調査項目及び提出書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">項 目</th> <th style="width:15%;">内 容</th> <th style="width:75%;">提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略]</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>施工体制</td> <td>契約後予定される施工体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険証等雇用関係を証明する書類の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙4、別紙5 略]</p> <p>様式第1号～様式第25号 略]</p>	項 目	内 容	提 出 書 類	略]			(3)	施工体制	契約後予定される施工体制			ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険証等雇用関係を証明する書類の写し	略]			<p>ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、<u>イ及びウ</u>において同じ。）が5者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）</p> <p>イ、ウ 略]</p> <p>(2) 略]</p> <p>3～5 略]</p> <p>別紙1－3（第4関係）〔特定調達契約対象工事〕 略]</p> <p>別紙2（第6の2関係） 略]</p> <p>別紙3（第7第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">低入札価格調査項目及び提出書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">項 目</th> <th style="width:15%;">内 容</th> <th style="width:75%;">提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略]</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>施工体制</td> <td>契約後予定される施工体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキングを施したものに限る。）又はこれらに準ずる資料等雇用関係を証明する書類の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙4、別紙5 略]</p> <p>様式第1号～様式第25号 略]</p>	項 目	内 容	提 出 書 類	略]			(3)	施工体制	契約後予定される施工体制			ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキングを施したものに限る。）又はこれらに準ずる資料等雇用関係を証明する書類の写し	略]		
項 目	内 容	提 出 書 類																													
略]																															
(3)	施工体制	契約後予定される施工体制																													
		ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険証等雇用関係を証明する書類の写し																													
略]																															
項 目	内 容	提 出 書 類																													
略]																															
(3)	施工体制	契約後予定される施工体制																													
		ア 配置予定技術者名簿（様式第2号） イ 施工体制台帳（様式第3号） ウ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第4号） エ 配置技術者の増員を要する場合には、増員配置技術者の資格免許等の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキングを施したものに限る。）又はこれらに準ずる資料等雇用関係を証明する書類の写し																													
略]																															
<p>改 正 理 由</p>	<p>1 雇用関係を証明する書類の一部改正 2 所要の整備</p>																														